

茨城県生活環境の保全等に関する条例に規定する特定施設（大気関係）

その1 ばい煙特定施設（規則別表第1）

1	コークス炉及びこれに附属する施設
2	シアノ化合物を用いる電気メッキ施設
3	シアノ化合物を用いる金属の熱処理施設
4	ホスゲンを用いる医薬品製造施設
5	トリレン・ジ・イソシアネート製造施設
6	ホルマリン製造施設
7	フェノール樹脂製造施設

その2 粉じん特定施設（規則別表第4）

1	活性炭の原料製造に用いる素灰製造施設
2	繊維製品の製造に用いる動力打綿機及び動力混打綿機施設
3	農薬工場に設置される製造施設及び包装施設
4	窯業土石製品の製造に用いる包装施設（処理能力が1時間につき1t以上であるものに限る。）